

平成 30 年度和歌山県計画に関する 事後評価

**令和 7 年 1 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

【医療分】

- ・令和元年7月16日 和歌山県医療審議会において報告（平成30年度実施分）
- ・令和3年1月 和歌山県医療審議会において報告（令和元年度実施分）
- ・令和3年11月30日 和歌山県医療審議会において報告（令和2年度実施分）
- ・令和4年8月22日 和歌山県医療審議会において報告（令和3年度実施分）
- ・令和6年3月25日 和歌山県医療審議会において報告（令和4年度実施分）
- ・令和6年度中予定 和歌山県医療審議会において報告（令和5年度実施分）

【介護分】

- ・令和元年7月1日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告
（平成30年度実施分）
- ・令和4年3月29日 和歌山県長寿対策推進会議において報告
（令和元年度・令和2年度実施分）
- ・令和4年7月19日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告
（令和3年度実施分）
- ・令和5年3月29日 和歌山県長寿対策推進会議において報告
【介護従事者確保（令和4年度実施分）】

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし

2. 目標の達成状況

平成30年度和歌山県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■ 和歌山県全体（目標と計画期間）

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換等が課題である。

そのため、地域医療構想の推進のために設置する各構想区域の「協議の場」（地域医療構想調整会議）において、各区域の現状と課題を関係者で共有し、急性期から回復期への転換などを適切に行っていく。

あわせて、救急医療を中心に各医療機能が本来の役割を果たせるよう、ICTを活用した医療機関の相互ネットワーク構築を推進するとともに、回復期病床を中心として、各医療機関における目指すべき機能に応じた指導医の配置を行う。

【定量的な目標値】

- ・平成30年度基金を活用して実施する病床の整備等

回復期 整備予定101床／令和7年までの必要量1,707床

全病床 削減予定145床／令和7年までの削減量2,773床

- ・がん年齢調整死亡率(75歳未満)

82.2（平成26年度）→ 68.3（令和5年度）

- ・3次救急医療機関への軽症患者の救急搬送割合

74.5%（平成 26 年度）→ 64.5%（平成 30 年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

地域包括ケアシステムを支えるため、適切な在宅医療サービスが提供できる看護職員の確保や、在宅歯科診療の推進に向けた取組を継続する。また、人生最終段階の意思決定に関し、医療関係者向け研修及び県民啓発を実施する。

【定量的な目標値】

- ・ 特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数
0 施設（平成 28 年度）→ 20 施設（令和 2 年度）
- ・ 訪問看護ステーションに従事する看護師数
470 人（平成 28 年度）→ 620 人（令和 2 年度）
- ・ 患者の意思確認体制整備に取り組む圏域
0 箇所（平成 29 年度）→ 8 箇所（全ての保健所管内）（令和 5 年度）
- ・ 精神科病院における 1 年以上の長期入院患者の割合
67.8%（H30.6.30 時点）→ 66.5%以下（R1.6.30 時点）
- ・ 精神病床における平均在院日数を 300 日以下に減少させる
306.8 日（平成 28 年度）→ 300 日以下（平成 30 年度）
- ・ 医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合
40%弱（平成 28 年度）→ 50%（平成 30 年度）
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
0 人（令和元年度）→ 9 人（令和 5 年度）
- ・ 1 か月間の居宅療養管理指導の実施件数（歯科医師・歯科衛生士による）
1,037 件（平成 26 年 9 月）→ 1,060 件（平成 31 年 3 月）

4④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取組を進め、卒後の研修体制を整備するなど積極的かつ安定的な医師確保に取り組むとともに、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取組を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 県内医療施設従事医師数
2,768 人（平成 28 年度）→ 3,200 人（令和 8 年度）
- ・ 分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数
52 人（平成 29 年度）→ 52 人（平成 30 年度）
- ・ 分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数

9.3 人（平成 29 年度）→ 9.3 人（平成 30 年度）

- ・ N I C U 設置病院の維持

3 病院（平成 29 年度）→ 3 病院（令和元年度）

- ・ 従事者届による看護職員の実人数の増

14,337 人（平成 28 年度）→ 15,255 人（令和 2 年度）

- ・ 院内保育所の設置数

31 施設（平成 29 年度）→ 35 施設（令和 3 年度）

- ・ 院内保育所の運営支援施設数

11 施設（平成 29 年度）→ 16 施設（令和 3 年度）

- ・ 小児 2 次救急医療体制を整備する圏域の維持

4 圏域（平成 27 年度）→ 5 圏域（平成 30 年度）

- ・ 2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）の減少

14,484 人（平成 28 年度）→ 13,500 人（平成 30 年度）

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

（計画なし）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和 8 年度末における介護職員需給差 395 人を解消するため、介護職員 150 人の増加を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の中・高校生等に対する介護や介護の仕事のイメージアップ、高校生への介護資格取得支援、介護未経験者の中高年齢者の参入促進や、福祉関係職員の人材育成、介護職員のスキルアップ及び職場環境の改善を支援することにより介護従事者の確保及び定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・ 介護の仕事のイメージアップ 学校訪問件数 210 校
- ・ 高校生への介護資格取得支援 資格取得者数 150 人
- ・ 介護未経験の中高年齢者の参入促進 研修受講者 50 人
- ・ 国家資格取得等のための勉強会開催 勉強会参加者 600 人

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□ 和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成 30 年度まで>

- ・ 3 次救急医療機関への軽症患者の救急搬送割合
74.5%（平成 26 年度）→ 67.7%（平成 30 年度）

<事業期間：令和 2 年度まで>

- ・ 和歌山県における病床数
全病床（一般病床及び療養病床）
12,279 床（平成 29 年）→ 11,627 床（令和 2 年）
うち回復期病床
1,608 床（平成 29 年）→ 2,358 床（令和 2 年）
- ・ がん年齢調整死亡率（75 歳未満）
82.2（平成 26 年度）→ 72.5（令和 2 年度）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成 28 年度に和歌山県地域医療構想を策定し、その構想の達成に向け、取組みを進めている。各区域における地域医療構想調整会議において議論し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、医療機能の分化・連携を支援している。

令和元年度に病床機能転換等に係る補助制度の要件拡充、補助率の引き上げ等を実施し、より多くの医療機関が病床機能転換等を検討できる環境を整えたことにより、機能転換や非稼働病床の整理を行う医療機関が増加した。

3) 改善の方向性

今後も引き続き、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携や設備整備等を支援していく。

4) 目標の継続状況

- ☐ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☒ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成 30 年度まで>

- ・訪問看護ステーションに従事する看護師数
470 人（平成 28 年度）→ 555 人（平成 30 年度）
 - ・患者の意思確認体制整備に取り組む圏域
0 箇所（平成 29 年度）→ 8 箇所（全保健所地域）（平成 30 年度）
 - ・精神科病院における 1 年以上の長期入院患者の割合
69.1%（平成 30 年 6 月 30 日時点）→ 67.8%（令和元年 6 月 30 日時点）
 - ・精神病床における平均在院日数
306.8 日（平成 28 年度）→ 298.9 日（平成 30 年度）
 - ・医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合
40%弱（平成 28 年度）→ 約 40%（平成 30 年度）
- <事業期間：令和元年度まで>
- ・特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数
0 施設（平成 28 年度）→ 7 施設（令和元年度）
- <事業期間：令和 4 年度まで>
- ・協議の場への医療的ケア児等コーディネーターの配置
0 人（令和元年度）→ 2 人（令和 4 年度）

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療を提供する体制を整備しており、県独自の「地域密着型協力病院」の指定も進めている。

訪問看護や特定行為に対応できる看護職員も増加しており、在宅医療の提供体制強化への取り組みが進んでいる。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成 30 年度まで>

- ・県内医療施設従事医師数
2,768 人（平成 28 年度）→ 2,825 人（平成 30 年度）
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数
52 人（平成 29 年度）→ 52 人（平成 30 年度）
- ・分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
9.3 人（平成 29 年度）→ 10.2 人（平成 31 年 4 月）
- ・小児 2 次救急医療体制を整備する圏域

4 圏域（平成 27 年度）→ 5 圏域（平成 30 年度）

- ・ 2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）

14,484 人（平成 28 年度）→ 12,404 人（平成 30 年度）

<事業期間：令和元年度まで>

- ・ N I C U 設置病院数

3 病院（平成 29 年度）→ 3 病院（令和元年度）

- ・ 院内保育所の設置数

31 施設（平成 29 年度）→ 35 施設（令和元年度）

- ・ 院内保育所の運営支援施設数

11 施設（平成 29 年度）→ 15 施設（令和元年度）

<事業期間：令和 3 年度まで>

- ・ 従事者届による看護職員の実人数

14,337 人（平成 28 年度）→ 14,845 人（令和 2 年度）

2) 見解

地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところであり、県内の医療従事者数も一定程度の増加が図られたことが確認できた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

③介護施設等の整備に関する目標

（計画なし）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

介護職員 150 人／年の増加を目標とし、591 人（※）（介護サービス施設・事業所調査より（H29.4.1～R6.3.31）増加した（達成率 394％）。

※591 人の算出方法

令和 6 年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される令和 5 年度都道府県別介護職員数が、令和 6 年 10 月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去 5 年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに令和 5 年度和歌山県の介護職員数（推測）を算出

【計算方法】

平成 29 年度 21,092 人→平成 30 年度 21,883 人	伸び率 1.03750
平成 30 年度 21,883 人→令和元年度 24,306 人	伸び率 1.11072
令和元年度 24,306 人→令和 2 年度 24,186 人	伸び率 0.99506
令和 2 年度 24,186 人→令和 3 年度 23,814 人	伸び率 0.98461
令和 3 年度 23,814 人→令和 4 年度 23,992 人	伸び率 1.00747
→過去 5 年間の伸び率平均 1.027072 (5.13536/5)	

令和 4 年度 23,992 人×過去 5 年間の伸び率平均 1.027072＝令和 5 年度 24,641 人
(令和 5 年度 24,641 人－平成 29 年度 21,092 人)÷6＝591 人

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成し、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

3) 改善の方向性

更なる職員数の増加を目指し、高校生の介護分野への入職促進をより一層図るため、県、県福祉人材センター、及び県老人福祉施設協議会が一体となって、就職率が高い地域の高等学校を直接訪問することにより、在学中の介護職員初任者研修課程の取得促進や職場体験等の参加者増を図る。

また、就職相談会や介護未経験者向けの研修会について、周知方法や開催場所・時期等を試行錯誤するとともに、ハローワークと県福祉人材センター等関係者間の情報連携を強化することや研修等の既受講者に対し、改めて就職相談会への参加を呼びかけることで、就職マッチング数の増加を図る。

さらに、外国人介護人材の受入や定着を支援するとともに、介護事業所の業務改善や職員の負担軽減等、生産性向上に資する取組を支援することにより、介護職員の定着促進を図る。

上記のような取組を行うことで更なる介護職員数の増加を図っていく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 6 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域における回復期病床が、将来の必要量との比較において不足していることから、急性期病床等からの機能転換を促進する。

回復期病床数

和歌山保健医療圏	695床（平成29年）→ 1,836床（令和7年）
那賀保健医療圏	179床（平成29年）→ 261床（令和7年）
橋本保健医療圏	179床（平成29年）→ 327床（令和7年）
御坊保健医療圏	93床（平成29年）→ 191床（令和7年）
田辺保健医療圏	141床（平成29年）→ 340床（令和7年）
新宮保健医療圏	114床（平成29年）→ 212床（令和7年）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

1) 目標の達成状況

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

回復期病床数

和歌山保健医療圏	695床（平成29年）→ 1,266床（令和5年）
那賀保健医療圏	179床（平成29年）→ 255床（令和5年）
橋本保健医療圏	179床（平成29年）→ 212床（令和5年）
御坊保健医療圏	93床（平成29年）→ 123床（令和5年）
田辺保健医療圏	141床（平成29年）→ 275床（令和5年）
新宮保健医療圏	114床（平成29年）→ 110床（令和5年）

②居宅等における医療の提供に関する目標

④医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体と同じ。

2) 見解

3) 改善の方向性

和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況

平成30年度和歌山県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I－1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.4（医療分）】 医療提供体制構築のための指導医派遣	【総事業費】 48,000 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	和歌山県立医科大学（和歌山県）	
事業の期間	平成30年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	回復期病床への転換など、地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を進めていくためには、転換後の機能に応じた医療従事者の確保に対する支援が必要。	
	アウトカム指標： 地域医療構想において必要となる回復期病床数(2025年において3,315床)の確保	
事業の内容（当初計画）	本県唯一の医師派遣機関である県立医科大学との協定に基づき、不足する回復期病床を中心として、各医療機関における目指すべき機能に応じた指導医の派遣を行い、地域医療構想を踏まえた医療提供体制を構築するための医師を養成することで、目指すべき機能への移行を後押しし、医療機能の分化・連携を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	指導医の追加配置により、各医療機関が目指すべき機能に対応するための指導を受けた医師数 0人（H27）→ 40人（R6）	
アウトプット指標（達成値）	指導医の追加配置により、各医療機関が目指すべき機能に対応するための指導を受けた医師数 73人（R5まで）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 回復期病床 1,608床（H29）→ 2,474床（R5）	
	（1）事業の有効性 県内公的病院等に多数の医師を派遣している和歌山県立医科大学と連携し、各医療機関の地域医療構想での役割を踏まえて、若手医師及び指導医を適切に派遣することで、医療機関の目指すべき機能への移行を推進することができた。 （2）事業の効率性 県内公的病院等に多数の医師を派遣している和歌山県立医科大学と連携することで、県内医療機関の状況を把握して、効率的な指導医派遣を	

	実施することができた。
その他	